

令和5年度第3回 府中市入札等監視委員会（要旨）

[日 時] 令和6年3月25日（月） 午後1時30分～午後4時10分

[場 所] 府中駅北第2庁舎 3階会議室

[出席者] 委 員

上條 弘次、金子 憲、北谷 繭子

事務局

石川総務管理部長、石堂契約課長、加藤契約課長補佐、鈴木工事契約係長

[会議経過]

1 議題

（1）前回の検討課題について

前回の委員会において検討課題として挙げられた「特定の業者における応札状況」について、事務局より説明を行った。

府中市情報公開条例第7条第3号に該当するため、本報告は非公開。

（2）令和5年10月1日～令和6年1月31日に契約締結した案件の審査について

事務局より、資料1及び2に基づき、令和5年度下半期における契約締結の状況について説明を行い、その後、各委員が事前に抽出した案件（資料4）について、1件ずつ審議を行った。

・多磨霊園南参道植樹工事

（委 員）

2者が最低制限価格を下回り失格となっており、各社の入札金額の開きが大きいに思う。樹木関係の工事は特殊性があるのか。

（事務局）

造園業者は全体的に予定価格より低めの金額で応札してくる傾向がある。本案件は「一般土木」の工種で指名を行ったが、最低制限価格を下回った2社は「造園」をメインとしている業者である。

（委 員）

植樹工事は「造園」ではなく「一般土木工事」で発注を行うのか。

(事務局)

「一般土木工事」だと、植樹だけでなくそれに伴う道路舗装も含むなど、幅広い工事内容をカバーできることから「一般土木工事」で発注を行うことが多いが、本件に関しては「造園」で発注することも可能であったと考える。

・府中市立府中第六小学校校舎等改築工事

(委員)

4者中3者が辞退しており、辞退数が多いように思う。価格調整を行い1者だけ応札したということがないことの確認も含め、辞退理由の確認をしたい。

(事務局)

辞退理由は「工期が厳しい」「配置予定技術者の配置が困難になった」等である。

(委員)

工期的に厳しい案件だったのか。例えば学期にあわせるなど、学校工事の特殊性によるものか。

(事務局)

具体的な事情は把握していないが、学校工事特有のタイト感を感じたものと思われる。

(委員)

結果的に1者応札で落札率が100%であることも気になる。

(事務局)

JV案件は各構成員の事情もあるのか、全体的に落札率が高い傾向である。

・街路灯（交通安全灯）撤去・新設工事

(委員)

9者中8者が辞退しているので、辞退理由を確認したい。

(事務局)

辞退理由は「材料の入手が困難」、「配置予定技術者が配置が困難になった」、

「詳細設計書を確認したところ得手とする工事ではなかった」等である。

(委員)

電気工事はこれまであまり取り上げてきていない工種だが、何か特徴はあるか。技術者の少ない比較的小さい会社が多いから辞退が多くなるのか。

(事務局)

建築工事や一般土木工事と比べると電気工事の業種は業者数が少なく規模も小さい傾向にある。

(委員)

これだけ辞退が多いと競争性が働いていないようにも見えてしまう。何か対策はあるのか。

(事務局)

電気工事は他の工種と比較して参加申込自体は多い傾向にある。詳細な仕様書を確認後に事業者側の様々な事情により辞退されることもあるが、市としては最新の積算単価を用いた適正な予定価格の算出や発注時期の平準化などの対策は行っているところである。

・通学路・路側帯等カラー舗装工事

(委員)

本件は予定価格が事前公表されていないにも関わらず、2者が1円単位まで同額の入札であることが不自然に思える。

(事務局)

公表されている積算単価に仕様書記載の長さ(メートル)を乗じると直接工事費が算出されるという比較的積算が簡単な部類の案件だと思われる。そのため、同額でない事業者も含めてかなり近い入札額が多くなっているのではないかと思う。また、本件は一度市内事業者のみを指名して入札を行った結果不調(全者辞退又は最低制限価格未満による失格により落札者なし)となった後に、市外業者のみを指名して入札を行った案件である。

(委員)

本件で市外業者を指名する場合、対象業者数はどれぐらいになるのか。

(事務局)

数十者～100者程度となる。

(委員)

落札業者の入札額が事後公表の最低制限価格と約2000円差となっており、最低制限価格が把握されているのではないかと思う。また、2者が同額であることについて、公表されている単価をベースに積算すると直接工事費が簡単に積算できるという話があったが、予定価格には直接工事費以外にも現場管理費や一般管理費等も含まれており、1円単位まで一致することは不自然だと思う。

(委員)

一度目の入札結果（全者辞退又は最低制限価格未滿による失格により落札者なし）は公表されているのか。

(事務局)

本件は予定価格事後公表の案件であり、一度目の入札結果（予定価格を含む）を公表すると二度目の入札に影響する可能性があることから、公表していない。

(委員)

一度目の不調時には266万円までの入札額が最低価格未滿により失格となっており、二度目の入札時においてはそれより少し高い金額での入札が多いので、一度目の結果が公表されているのかと思ったが。

(事務局)

一度目の結果は公表していないが、先ほど申し上げたように工事費の積算が比較的簡単な案件であったことから、このような結果になったと考えている。

(委員)

全業者に積算根拠となる内訳書の提出を求める必要はあるか。

(委員)

事務局の説明を聞く限り、そこまでの必要はないと考える。

(委員)

後に官製談合が発覚した事案では、1件が最低制限価格と入札額が同額、もう1件が7円差だったということだが、その際はどのような対応を行ったのか。その時と同じ対応をした方が良いのではないか。

(事務局)

同額の案件に関しては、当該事業者を呼び出し、積算方法についてのヒアリングと情報漏洩がなかったか確認を行ったと聞いている。近い金額の案件に関しては、呼び出したという記録は残っていない。

(委員)

本件に関しては落札額と最低制限価格が同額ではなく、なおかつ同額で入札を行った2者は落札業者でもないことから、官製談合が発覚した事案の状況とは異なる。次に問題になるのは業者同士の談合があったかどうかということだが、その視点で見ても、2者が敢えて入札額を同額にする合理性はないのではないか。最低制限価格が漏れていないかという話と業者同士の話し合いがあったかどうかという話は分けて考えるべきである。

(委員)

事務局から説明のあった積算が簡単という話の妥当性はよくわからないが、もしそうだとすると入札額が横並びになってもおかしくはないと思う。

(委員)

落札額と最低制限価格が2,222円しか変わらず、さらにそこから44円差で2者が同額であることは違和感がある。

(委員)

工事費を積算しやすい案件という前提で、同額または近い金額での入札は有り得るものと考えるか、1円単位まで一致することはないと考えるかの違いだと思う。自分は金額が一致することはないと言えるまでの根拠はなく、談合したかという観点でも根拠に乏しいと考えるが、何か調査が必要だということであれば具体的に何をどのように聞くべきか意見を求めたい。

(委員)

指名業者が市外業者のみということだが、どこの事業者がこの業種(道路標示塗装)に登録しているか、事業者側は把握できるのか。

(事務局)

登録している事業者はシステムで調べられる。ただし、対象事業者は数十～100者程度あり、その中からどこの事業者が指名されているかはわからないことに加え、いま話題となっている3者の所在地はいずれも地理的に離れた場所に

あることから接点を持つことは困難であると考えている。

(委員)

その前提だと業者同士が接点を持つ可能性は極めて低いと思う。

(委員)

同額での入札に違和感があるという気持ちもわかるが、実質的に談合する環境にない中で、同額であるということを理由として行う調査が効果的なものになるとは思えない。

(委員)

積算方法及び積算根拠だけでも聞くべきだと思う。

(委員)

事務局の方で調査できますか。

(事務局)

同額となった2者に対して積算方法及び積算根拠としての内訳書があれば提出を求める調査を行えます。

(委員)

最低制限価格と近い落札額であるということは内部の人間が情報を漏らしたという可能性も否定できないのではないか。

(事務局)

可能性としては否定できないが、本件で情報を漏らす動機もメリットも何もないと思う。

(委員)

落札業者からは内訳書も提出されているが、調査を行うとしたらどのような調査を行うべきか。本委員会は捜査機関ではないので聞き方は慎重に考えた方がいいと思うが。

(委員)

聞くとしたら、積算した価格と同額で入札を行ったかということと、もしそうではない場合はどのような考えで入札額を決めたかを確認すべきかと思う。

(委員)

ではその内容で事務局の方で調査してください。

- ・交差点注意点減器設置工事

(委員)

本件に参加している特定の業者について、他案件では落札しているようだが、本件及び類似案件では高めの入札額となっている。あまり聞きなれない事業者であることもあり、どんな会社なのか確認したい。

事務局

どちらかと言えば専門性のある業者で、道路工事の標識作成等をメインとしているようである。公共工事だけではなく、看板作成等の委託案件や民間からも幅広く案件を受注しているような印象である。

- ・日新通り改良工事
- ・府中公園通り改良工事
- ・七小通り改良工事（第2工区）

(委員)

調査基準価格が事前公表されていないにも関わらず、落札額と調査基準価格がほぼ同額になっている案件がある。調査基準価格がわかっていないとこれほどぴったりの金額にはならないのではないかと。また、特定の業者はいつも辞退するか予定価格と同額で入札しているのが気になる。

(委員)

辞退理由なども含めて何か情報はるか。

(事務局)

落札額と調査基準価格が同額に近い理由としては、過去に一般土木工事として発注された類似案件において事後公表された調査基準価格の割合を基に、事業者が本件の調査基準価格の割合を予測し、それに近い金額で入札している、ということが考えられる。

特定の業者に関しては、以前、予定価格と同格の入札について確認を行った際、「その金額でないと採算が取れない」という回答があった。

辞退理由に関して、日新通り改良工事については、辞退理由の提出なし。府中公園通り改良工事については、「配置予定技術者の配置が困難になったため」等。

七小通り改良工事(第2工区)については、具体的な辞退理由なしとなっている。

(委員)

各案件の調査基準価格と落札額は、日新通り改良工事が90.3%に対して90.31%、府中公園通り改良工事が90.8%に対して90.90%、七小通り改良工事(第2工区)が89.6%に対して90.30%となっている。調査基準価格の幅は予定価格の75%から92%の範囲内であるのに、ここまで僅差の入札が行われるということは、調査基準価格が事前に把握されているのではないか。

(事務局)

工事費の内訳を基に調査基準価格を算出する計算式は公表している。市が入札参加者に対し金額抜きで示している各工事の設計単価項目に、公表されている都の積算単価を当てはめれば調査基準価格算出の基となる工事費の内訳を算出することができる場合もあるので、そのような場合には事業者側で調査基準価格に近い金額を算出できるということも有り得るものである。

(委員)

調査基準価格を下回る入札及び調査基準価格と同額の入札はこれまで何件ぐらいあったか。

(事務局)

予定価格を事前公表にして以降という前提でお答えすると、それぞれ年に数件程度ある。

(委員)

本件については今後も継続的に注視して、必要であれば次回以降に調査をするということで良いか。

(委員)

それで問題ない。

- ・府中市立府中の森芸術劇場改修に伴う舞台機構設備工事
- ・府中市立府中の森芸術劇場改修に伴う舞台照明設備工事
- ・府中市立府中の森芸術劇場改修に伴う舞台音響設備工事

(委員)



府中市立府中の森芸術劇場改修に伴う舞台機構設備工事と府中市立府中の森芸術劇場改修に伴う舞台照明設備工事の両案件で2者の入札額がほぼ同額なのは何か理由があるのか。

(事務局)

調査基準価格が上限値と推測されていることによるものと思われる。

(委員)

調査基準価格を推測した入札であるということはわかったが、府中市立府中の森芸術劇場改修に伴う舞台照明設備工事において、特定の業者の入札額が調査基準価格と同額ではなく、300円だけ高い金額となっているのはなぜか。

(事務局)

事業者にヒアリングをしたわけではないが、合理的な理由は考えられず、単純な入力ミスだと思われる。